

報告 2

【専決処分】

白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から高所得者の後期高齢者支援金等課税額分の賦課限度額を引き上げ、併せて、低所得者の軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。

2 改正概要

(1) 第2条

国民健康保険税の賦課限度額のうち、後期高齢者支援金等課税額を「22万円」から「24万円」に改めるもの。

(2) 第21条

本条例第2条の改正に伴い、減額後の賦課限度額を改め、同項第2号及び第3号では、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を見直すもので、第2号の改正は、5割減額の対象を拡大するため、軽減判定所得算定の被保険者の数に乗すべき金額を、29万円から29万5千円に改めるものです。

第3号の改正は、2割減額の対象を拡大するため、軽減判定所得算定の被保険者の数に乗すべき金額を、53万5千円から54万5千円に改めるものです。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 適用区分

この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

5 専決処分について

本条例の一部改正に当たっては、法令の改正の趣旨に則り条例の一部を緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日に専決処分を行いました。

このことから、専決処分した本件については、地方自治法第179条第3項の規定により6月5日から開催予定の第2回白井市議会定例会に報告するものです。

【参考】

○地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第130条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市長村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りではない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認められる措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。